

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
新竹 泰輝	在宅訪問マッサージあいので	広島市東区戸坂くめ木二丁目19-10	あん摩マッ サージ	令和8年3月30日
吉田 伸哉	訪問マッサージ ハートナー 広島	広島市安佐南区長楽寺一丁目36-6 ニューエル ディムFUJI 102号	あん摩マッ サージ	令和8年3月17日
末岡 昭子	それいゆ鍼灸院	広島市安佐南区山本一丁目24-16-301	はり・きゅう	令和8年4月14日
兼元 理行	— (出張專業)	— (出張專業)	あん摩マッ サージ	令和8年3月1日
兼元 理行	— (出張專業)	— (出張專業)	はり・きゅう	令和8年3月1日
國弘 武 駄場 崎 順子 柳樂 美作男 森島 雪枝	からだ鍼灸・整骨院	広島市東区戸坂大上四丁目28番20号 戸坂グ リーンハイツB3	あん摩マッ サージ	令和8年4月1日
鄭 永植 大片 陽介	元気整骨院	広島市西区福島町二丁目4番5号 1F	柔道整復	令和7年11月1日